

日本語教育機関の告示基準の一部改正について（意見募集）

平成31年4月26日
出入国在留管理庁

出入国在留管理庁では、平成29年8月1日から日本語教育機関の告示基準の運用を開始したところですが、運用状況を踏まえて改正することとしましたので、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

意見公募要領

1 意見公募期間

平成31年4月26日（金）～平成31年5月27日（月）18時15分（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○ 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（日本語教育機関の告示基準の改正）について」と記載してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan74@i.moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載して下さい。

※ 件名を「パブリックコメント（日本語教育機関の告示基準の改正）について」と記載して下さい。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3592)7093

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て

※ 冒頭に件名として「パブリックコメント（日本語教育機関の告示基準の改正について）」と記載してください。また、誤送信が生じないよう御留意ください。

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合
意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。

3 意見の提出上の注意

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

- お寄せいただいた御意見について個別の回答はいたしかねます。

- また、御意見の概要は原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見の概要の公表に際して匿名を希望される方は、その旨を書き添えてください。